

日時・場所	平成30年1月22日（月） 8時45分～ 庁議室
出席者	山仲市長、大藤議会事務局長、寺田政策調整部長、上田総務部長、田中市民部長、瀬川健康福祉部長、辻村健康福祉部政策監、小山都市建設部長、遠藤環境経済部長、竹中教育部長、川端会計管理者、北脇広報秘書課長、事務局（企画調整課）

1. 市長指示事項

- ・ 許認可や申請等の際の手続きについてはルールを定めているが、様々な状況の変化により、ルールと実際の必要性が乖離してきている場合がある。市民から、なぜこの書類が必要なのか、なぜこの手続きが必要なのかという素朴な疑問を投げかけられても、職員は、条例や規則で決まっているという対応をしている。それで納得する人もいれば、本当にこれでよいのかと疑問が晴れない方もいる。疑問があることに気付くとともに、自らも手続きの合理性や必要性をチェックすること。国の制度でも我々から見ると疑問があるものもあるが、市民から見ると、市が行っていることに同じように疑問を投げかけられているので、各部署において各種手続きの合理性や必要性について再度チェックすること。
- ・ 施設の利用や行事の開催について、「市のため」ということがあるが、それは市民のためなのか、市役所のためなのか、再度チェックをすること。市といったときには市民というイメージが浮かばないで市の組織・職員というイメージになりがちだが、本来、市といった場合には市民のためであることを改めて認識すること。

2. 報告事項

① 平成30年度予算編成経過 二次内示（財政担当部長査定後）の状況について（速報値）

〔所管： 政策調整部〕

平成30年度一般会計当初予算二次内示の状況について、歳入歳出予算総額は現時点で200億1千445万6千円で取りまとめているところである。昨年度と比較して約1億4千200万円の増額となっている。主な要因としては、歳入では法人市民税や地方交付税の増収が見込まれるが、障がい者自立支援事業費や民間保育所保育費等社会保障関連経費等の伸びと合わせ、公立こども園の建築工事や小中学校の施設整備に伴う投資的経費の歳出増加が見込まれる。これに対し、財政調整基金等の繰入金を増額して対応しているところである。

1月14日には市民懇談会を開催し、8名の参加があった。市民懇談会では河川改修、公共交通、子育て支援等の意見をいただいた。それらも参考にしながら予算編成作業を進めており、その過程で生じた確認事項については、各部署宛てにお知らせするので、最終の市長査定までに整理しておいていただきたい。

② 野洲市地域防災計画(案)に係るパブリックコメントの実施について

〔所管： 市民部〕

野洲市地域防災計画については、国、県の計画等との整合を図る必要があるとともに、熊本地震等近年の災害の教訓等を生かした実効性のある計画にするため、今年度、庁内や関係機関等の意見を聞き、本計画の修正作業を実施してきた。今回、野洲市防災会議において野洲市地域防災計画修正(案)がまとまったことから、2月1日(木)～20日(火)の期間でパブリックコメントを実施する。

→備蓄食料等の整備目標を定めているが、目標どおりに整備しては無駄が出る可能性がある。資源の無駄遣いをしないことと安全の確保の視点を意識しておくこと。

③ 野洲市コミュニティバス運行等見直し(案)に係るパブリックコメントの実施について

〔所管： 市民部〕

高齢化社会の急速な進行に対応するため、現行のコミュニティバス路線の拡充を図ることで、より効果的で効率的なバス運行への期待に応じ、市民ニーズに合った路線・所要時間の短縮・運行本数の増加等、持続可能かつより実効性のあるものとして、平成31年4月を目途として、野洲市コミュニティバス運行等見直し(案)を策定した。再編の方針は、中心部まで乗継なしで移動可能、路線を短くして所要時間を短縮、効率化を図るとともに新規2路線（(仮称)希望が丘コース、(仮称)安治コース）を追加、の3点である。

2月1日(木)～20日(火)の期間でパブリックコメントを実施する。

→自治会とは調整済みか。

→協議を行い、基本的には了解を得ていると認識している。ただ、個々には意見が出てくると考えている。

→再編の考え方は、1路線の距離を短くして所要時間を短縮する。それによって、運行本数を増やす。そのような論理で整理すること。

→限られた財源の中で効率的な運行を進めるということではなく、稼働率を上げることによって

財源の持ち出しを削減するという整理をすること。
→補助に関しては時間の空白を埋めるという考え方で協議を進めている。
→議会への説明の際には、本数を増やすことについてイメージがもてるような資料を準備しておくこと。

④ 野洲市ほほえみやす21健康プラン(第2次)に係るパブリックコメントの結果について

[所管: 健康福祉部]

野洲市ほほえみやす21健康プラン(第2次)の策定に係るパブリックコメントを実施したが、意見はなかった。

⑤ 野洲市高齢者福祉計画・介護保険事業計画(案)に係るパブリックコメントの実施について

[所管: 健康福祉部]

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくりを実現するため、介護保険事業運営の基本となるサービスの見込量と高齢者に関する各種施策の基本方針を定め、介護保険制度の円滑な実施と高齢者福祉施策の総合的な推進を目的とした野洲市高齢者福祉計画・介護保険事業計画【平成30～32年度】(案)を策定した。

1月25日(木)～2月13日(火)の期間でパブリックコメントを実施する。

⑥ 野洲市国民健康保険の国保制度改革に係る納付金・保険税の算定について

[所管: 健康福祉部]

昨年12月に開催した国民健康保険運営協議会にて仮算定での結果を示すとともに、国保財政調整基金のあり方を諮ったので、情報提供を行うものである。

従来、国民健康保険連合会を通じて診療報酬を払っていたが、国民健康保険制度改革により滋賀県から納付金として請求され、それに基づき保険税を算定することとなった。

平成30年度の国民健康保険税の税率(平成29年12月19日現在)を示しているが、算定にあたっては仮係数を使用しているため、確定係数での算定時には差異が生じる。

なお、新制度における国保財政調整基金の最低必要額は、1年度分として5千万円程度とする。保険税(料)の改定サイクルは、原則として3年毎とする。

⑦ 野洲市空家等対策計画(案)に係るパブリックコメントの実施について

[所管: 都市建設部]

市民の安全を守り、安心した生活環境を確保するために空家等対策に関する施策等の実施方針を示すとともに、計画に基づく施策を総合的かつ計画的に推進するため、平成30年度から8年間を計画期間とした野洲市空家等対策計画(案)を策定した。なお、計画(案)については、1月16日に開催された野洲市空家等対策協議会において承認いただいた。

1月25日(木)～2月13日(火)の期間でパブリックコメントを実施する。

⑧ 農業用ハウスに係る災害復旧支援事業の考え方について(案)

[所管: 環境経済部]

平成29年に襲来した台風21号により、被害を受けた農業用ハウスの復旧にかかる助成措置を講じる。県による支援の枠組みを活用しつつ、それ以外の支援を市独自で行うものである。

市内で農業をし、被害を受けた農業者に対し、農業用ハウスの補修及び水稲用育苗ハウスの建替えについて、費用の一定割合について補助する。

また、漁業のえり等の被害についても同様に支援していきたいと考えている。

申請の受付期間は2月上旬から9月末までとする。

⑨ 全員協議会への提出事項について

[所管: 総務部]

報告事項11件、会議結果報告事項3件、連絡事項9件を1月度全員協議会へ報告する。

3. 協議事項

① 野洲市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

[所管: 健康福祉部]

平成30年4月1日施行の制度改正に伴う国民健康保険の広域(都道府県)化により、国民健康保険の税率の算定の基礎となる費用が変更されること等により、国保税率の改正が必要となったことから、今回は税率関係のみの改正を行うものである。なお、地方税法関連法令の改正により必要となる本条例の改正については、別途追加で改正する予定(専決)である。

② 野洲市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について

[所管: 健康福祉部]

平成30年4月1日施行の関係法令の改正により、住所地特例の規定について、国民健康保険の被保険者であって、国民健康保険法の規定により住所地特例の適用を受けて従前の住所地の市町村の被保険者とされている者が、従前の住所地市町村が加入する後期高齢者医療広域連合以外(他の都道府県)の広域連合に加入した場合には、当該住所地特例の適用を引き継ぎ、従前の住所地の後期高齢者医療

広域連合の被保険者となるため、所要の改正を行うものである。

③ 野洲市国民健康保険事業財政調整基金条例の一部を改正する条例について

[所管： 健康福祉部]

平成30年4月1日施行の制度改正に伴う国民健康保険の広域（都道府県）化により、保険給付費に関する支払の形態や各種特定財源の内容等が変更され、国保税の算定対象経費も変更されることから、基金の処分（活用）の内容を変更する必要があるため、所要の改正を行うものである。

④ 市道認定路線および廃止路線について

[所管： 都市建設部]

以下の8路線を市道認定するため、2月議会に提案するものである。

- ・開発行為により帰属を受けた6路線（七間場住宅13～15号線、西河原七ツ仮屋支線、中央29号線、苦菜島8号線）を認定する。なお、七間場住宅13号線は起点の変更に伴い、一旦廃止し再認定する。
- ・クリーンセンター線については、終点を旧クリーンセンター進入門から新クリーンセンター進入門までに変更することから一旦廃止し再認定する。
- ・里原線については、老朽化による損傷が認められる「里原橋」を含む路線であり、「里原橋」は、高速道路の通行者に対して、コンクリート落下等の危険要因が存在することから撤去に向けた検討を行っており、この撤去にあたり道路法上の道路に認定し交付金等による財政支援を受けるために市道認定する。

4. その他伝達事項

- ・草津市が事務局となり、湖南4市で進めている重度心身障害者通所施設の整備について、昨年、2回目の公募を行ったところ、1件の応募があった。それを受け、1月19日に、草津市の社会福祉法人等審査会において審査・評価を行っていただいた結果、設置運営事業所として問題がないと判断された。なお、2月5日に草津市より正式に公表される予定である。（健康福祉部）

5. 次回部長会議の予定

1月29日（月） 8時45分～ 庁議室